

お知らせ

雇用保険及び社会保険手続きにおけるマイナンバーの届出について（再掲）

●雇用保険

平成 30 年 5 月より、下記の届出等についてはマイナンバーの届出が必要になります。

- | | |
|-------------------|-----------------|
| ① 雇用保険被保険者資格取得届 | ② 雇用保険被保険者資格喪失届 |
| ③ 高年齢雇用継続給付支給申請 | ④ 育児休業給付支給申請 |
| ⑤ 介護休業給付支給申請 | ⑥ 雇用保険被保険者転勤届 |
| ⑦ 雇用保険被保険者交流採用終了届 | |

マイナンバーの届出がされない場合、ハローワークにて処理がされませんので、5 月以降に上記届出等に該当される方については、マイナンバーのご提供をお願いします。

●社会保険

先月のお知らせで、日本年金機構によるマイナンバーと住基ネットの照会により、氏名・住所変更の届出が原則不要となる旨をお伝えしました。そのため、協会けんぽ管掌事業所については、突然氏名変更後の健康保険被保険者証が送られてくるなど、従来の手続きを経ずに日本年金機構にて変更の処理が行われています。当事務所としましては、労働保険・社会保険、その他労務事務において、従業員様の最新の情報が必要になるため、氏名・住所の変更がありましたら、従来通りご連絡をいただきますようお願いいたします。

被扶養者資格の再確認について

毎年、協会けんぽ管掌事業所を対象に、被扶養者の現状を確認するために「被扶養者状況リスト」が全国健康保険協会から送付されますが、本年度は協会けんぽが管理している情報と住基ネット上の情報が相違しているとの理由で、マイナンバーが確認できない方についての確認作業も同時に行われます。そのため、6 月上旬から 7 月中旬にかけて上記リストに加え「マイナンバー確認リスト」が下記に該当する事業所様宛に送付される予定です。

	被扶養者状況リスト	マイナンバー確認リスト
対象者	協会管掌健康保険の平成 30 年 4 月 1 日において 18 歳以上の被扶養者	被扶養者及び 70 歳以上の被保険者のうちマイナンバーが未登録の方
提出期限	8 月 17 日	6 月上旬送付のものについては 6 月 29 日

※両リストとも、該当対象者がいない場合は送付されません。また、組合健保管掌事業所も該当しません。

※マイナンバー確認リストは、対象者が 9 名以下の場合は紙媒体で、10 名以上の場合は電子媒体で送付されます。

内容に関するお問合せやご相談は
吉田宏司事務所（03-3274-0656 y-jimusho@fukusikyokai.com）までご連絡ください。